

国家公安委員会・警察庁国民保護計画 新旧対照表 (平成28年8月24日変更)

(傍線部分は改正部分)

変 更 案	現 行
<p><b>第2章 警察行政機関による国民保護措置等</b></p> <p><b>第1節 国家公安委員会が実施する事項</b></p> <p><b>2 大綱方針の策定</b></p> <p>国家公安委員会は、1に規定するもののほか、警察庁又は都道府県警察において事態の推移に応じた適切な国民保護措置が行われるよう、警察法第5条第4項各号に掲げる事務についての運営の大綱方針を定めるものとする。</p>	<p><b>第2章 警察行政機関による国民保護措置等</b></p> <p><b>第1節 国家公安委員会が実施する事項</b></p> <p><b>2 大綱方針の策定</b></p> <p>国家公安委員会は、1に規定するもののほか、警察庁又は都道府県警察において事態の推移に応じた適切な国民保護措置が行われるよう、警察法第5条第2項各号に掲げる事務についての運営の大綱方針を定めるものとする。</p>